

食品衛生法に基づく登録検査機関の製品検査業務の休止及び廃止を許可した件

○厚生労働省告示第二十三号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十八条の規定により、同法第四条第九項に規定する登録検査機関について、次のとおり製品検査の業務の休止及び廃止を許可したので、同法第四十五条第四号の規定に基づき公示する。

令和六年一月三十日

厚生労働大臣 武見 敬三

1 食品衛生法第四条第九項の登録検査機関の製品検査の業務の休止

登録検査機関の名称 一般財団法人茨城県薬剤師会 検査センター	休止する製品検査の業務 食品衛生法第二十六条第一項から第三項までに規定する製品検査としての理化学的検査及び細菌学的検査	休止の期間 令和四年十二月十七日から令和五年一月九日まで
--------------------------------------	--	---------------------------------

2 食品衛生法第四条第九項の登録検査機関の製品検査の業務の廃止

登録検査機関の名称 公益財団法人日本食品油脂検査協会	廃止する製品検査の業務 食品衛生法第二十六条第一項から第三項までに規定する製品検査としての理化学的検査	廃止の日 令和四年十二月二十八日
-------------------------------	--	---------------------